

平成25年分決算・確定申告相談会

平成26年1月22日（水）から3月17日（月）【土日祝日除く】
9時・10時・11時・1時・2時・3時・4時・5時

* 指定日（2月16日・23日・3月2日・9日）は休日相談をいたしますので予約できます。

平成26年1月10日（金）午前10時より電話予約開始です。
03-3649-4178

決算確定・消費税の申告書控え		過去2年分(事務局に預けている方は結構です)
税務署から送られた書類等 (未着の場合不要) 税務署より1月下旬ごろ発送予定		昨年 e-Tax をご利用の方→確定申告のお知らせハガキ・お知らせ封書 ご利用がない・新規の方→確定申告書類 一式
本年度の帳簿・集計表等、複式簿記の方は元帳・試算表・記帳データ等		売上・経費のわかるもの 本年中に30万円以上の器具・備品・車両等の購入・下取りがあった方は明細書等 固定資産税、光熱費等の控分が必要な方は、それぞれの合計・事業割合 専従者給与・給与を支給している方は年末調整で使用する源泉徴収簿
源泉徴収票		国民年金や厚生年金などの収入がある方は、公的年金等の源泉徴収票 (一月下旬ごろ) 俸給や給与、賃金、賞与などの収入がある方は、給与所得の源泉徴収票 等
支払調書		支払を受ける際に源泉徴収された所得税がある方は、支払調書
生命保険契約に基づいて支払われる年金がある方		保険会社・郵便局等が発行する支払年金額等のお知らせ等が必要です。 (支払金額・既払保険料(掛金)・源泉徴収税額等が記載)
所得控除関係書類	医療費控除	本人・生計を一にする配偶者その他親族のために支払った医療費の領収書(コピー不可)。 高額療養費の戻り金額・生命保険等給付金金額がわかるもの。
	社会保険料控除	*国民健康保険を支払っている方は、1月から12月中に支払った合計額 休日来所の方は、保険料等年間支払金額の確認は、区役所が休みの為できません。 不明の方は必ず事前に係へ問い合わせるなど準備のうえお越し下さい。 *国民年金・国民年金基金を支払っている方は、控除証明書。 11月頃日本年金機構から送付されています。 *介護保険料を支払っている方は、平成24年1月から12月中に支払った合計額 *年金から差し引かれている場合は、公的年金等の源泉徴収票に記載されています。
	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金控除証明書(11月下旬頃送付)
	生命保険料控除	生命保険(一般・個人年金・介護用)控除証明書(源泉徴収票に記載されている場合は添付不要)
	地震保険料控除	地震保険料控除証明書 (源泉徴収票に記載されている場合は添付不要)
	寄付金控除	「寄付金(税額)控除のための領収証」適用下限額が2,000円。
	配偶者・配偶者特別控除	本年中の収入がわかるもの
	扶養控除	控除対象者のお名前・生年月日、別居している方は住所。
	税額控除	住宅借入金等特別控除
ご自身の電子証明書で e-Tax 送信する方 前号会報に誤りがありましたので、訂正しお詫び申し上げます。 特別控除は平成25年3月15日の適用期限をもって廃止されました。		・新規に e-Tax を利用される方は事前に利用開始手続き、電子証明書を組み込んだ住民基本台帳カードが必要です。事前にお問い合わせ下さい。 ・昨年より引き続き利用する方は、住民基本台帳カードとパスワード・利用者識別番号が記載された用紙をお持ち下さい。 ・電子証明書の有効期限は電子証明書発行日から3年間です。住基カードの有効期限とは異なります。期限切れにご注意下さい。
印鑑		認印で結構です。

青色申告会は、ボランティアの役員が中心となって活動しています